

令和7年度 監査計画

令和7年3月31日決定

1 目的

この計画は、京丹後市監査基準（以下「監査基準」という。）第7条第1項及び京丹後市監査委員監査規定第1条の規定に基づき、令和7年度の監査の実施について必要な事項を定める。

2 基本方針

令和7年度の監査等は、監査基準に基づき、次の基本方針により実施する。

（1）経済性・効率性・有効性の観点による監査等の充実

監査等を実施するに当たっては、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理並びに市の事務の執行が、地方自治法第2条「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげる。また、常にその組織及び運営の合理化に努めその規模の適正化を図る。」の規定の趣旨に則り行われているかどうか特に意を用いるものとして経済性、効率性、有効性の観点による監査の充実を図る。

（2）リスクを考慮した監査

効率的で効果的な監査等を実施するため、対象の業務内容や特性、過去の監査結果の評価や指摘事項等に基づき、リスクを想定した上でリスクの高いものに対しては、それに沿ったより具体的な重点事項・着眼点を定めて監査等を実施するなど、リスクを考慮して監査等の方法を決定する。

（3）監査等の実効性の確保

監査等の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求める。

（4）監査委員等の専門性の向上

監査委員及び補助職員は、その職務が監査基準に基づいて遂行されるよう、積極的な研修への参加等により、専門能力の向上や知識の蓄積に努める。

（5）分かりやすい情報の発信

監査等の結果の情報は市民に分かりやすい内容となるよう努め、速やかに発信する。

3 実施予定の監査等の種類

(1) 監査

- ア 定期監査 (法第199条第1項及び第4項の規定による監査)
- イ 行政監査 (法第199条第2項の規定による監査)
- ウ 随時監査 (法第199条第5項の規定による監査)
- エ 財政援助団体等に対する監査(法第199条第7項の規定による監査)

(2) 検査

- 例月出納検査(法第235条の2第1項の規定による検査)

(3) 審査

- ア 決算審査 (法第233条第2項及び公企法第30条第2項等の規定による審査)
- イ 基金の運用状況の審査 (法第241条第5項の規定による審査)
- ウ 健全化判断比率等審査 (財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査)

4 年間計画

(1) 監査

- ア 定期監査 令和7年11月～令和8年3月
原則として2年で一巡する計画として実施する。
- イ 行政監査 令和7年11月～令和8年2月
定期監査と併せて実施する。
- ウ 随時監査 必要に応じて、定期監査に準じて実施する。
- エ 財政援助団体等監査
 - (ア) 財政援助団体(補助金) 令和7年4月～6月
 - (イ) 公の施設の指定管理者 令和7年9月～11月
- オ その他法令に基づき実施する監査
必要があると認めるとき又は請求若しくは要求のあったときに別途決定する。

(2) 検査

- 例月出納検査 毎月例日を定め、実施する。

(3) 審査

- ア 決算審査
 - (ア) 公営企業会計 令和7年6月～8月
 - (イ) 一般会計・特別会計 令和7年7月～8月

イ 基金運用状況審査 令和7年7月～8月

ウ 健全化判断比率等審査 令和7年7月～8月

5 監査等の実施体制

- (1) 監査等は、法令、監査基準及び監査委員監査規程に従い実施する。
- (2) 監査等の実施に当たっては、事務局職員により事前調査を行う。

6 個別実施計画及び着眼点

- (1) 個別実施計画

監査等の個別の実施計画は、それぞれの監査等の実施前に監査委員と事務局で協議の上、策定する。

- (2) 着眼点

監査等の着眼点は、各監査等の実施計画において決定する。

7 監査等の実施方法

監査等の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員による監査

監査委員による監査の方法は、事務局職員による事前調査資料に基づく監査のほか、必要に応じヒアリング（説明聴取）及び現地監査により実施するものとする。

ア 資料に基づく監査

事務局職員が収集した資料に基づき、監査を行う。

イ ヒアリング（説明聴取）

監査等を実施するために、関係者に対してヒアリングを実施する。

ウ 現地監査

監査等を実施するために、必要な施設等に対して現地監査を実施する。

- (2) 事務局職員の事前調査

事務局職員による事前調査は、書類調査及び現地調査等を行う。

ア 書類調査

資料の提出を求め、提出された資料に基づき調査を行う。

イ 現地調査

現地において調査を行う。

8 講評、弁明及び見解等の聴取

監査委員による講評、弁明及び見解等の聴取については、各監査等の実施計画において決定する。

9 監査等の結果

監査等の結果に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 監査

ア 提出及び公表

監査が終了したときは、速やかに監査等の結果に関する報告を決定するとともに、市長等へ期限までに提出し公表を行う。

また、監査の結果に関する報告を提出するときに際しては、必要に応じて報告に添えて意見を提出及び公表する。

イ 監査結果のフォローアップ

監査結果が事務の改善に資するよう、指摘事項等に対する措置が監査対象部署において適切に講じられ、改善・修正が進められているか適宜確認等を行い、監査の実効性を確保する。

ウ 監査結果の市民への発信

監査結果報告書や決算審査意見書等について、市民に分かりやすい表現で作成するとともに、監査計画等の監査に関する情報を適宜ホームページに掲載する。

(2) 検査

例月現金出納検査の結果に関する報告については、検査終了後に議会及び市長に提出する。

(3) 審査

ア 公営企業会計決算並びに一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況を審査した結果に関する意見については、期限までに市長に提出する。

イ 健全化判断比率等を審査した結果に関する意見については、期限までに市長に提出する。